（案）

令和　年　　月　　日

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会　長　　本　澤　　陽　一　　様

特定個人情報保護評価部会
部会長　　井　原　　真　吾

特定個人情報保護評価部会における調査審議の結果について（報告）

当部会にて、調査審議した結果、下記のとおり報告します。

記

１　審議事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２８条第１項に基づく次の事務における特定個人情報保護評価について

（１）住民基本台帳に関する事務
（２）個人市民税に関する事務
（３）固定資産税・都市計画税に関する事務
（４）介護保険に関する事務
（５）後期高齢者医療に関する事務
（６）国民健康保険に関する事務
（７）国民年金に関する事務
（８）予防接種に関する事務

２　調査審議の内容

（１）全項目評価書（案）を確認した。
（２）部会での意見と意見に対する主な対応状況は、別紙のとおり。

３　部会の意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、個人情報の保護に関する法律等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階では妥当なものと評価できる。

ただし、介護保険に関する事務において、特定個人情報の移転に関するリスク対策の追加は重要な変更であるため、事後の評価となったことは遺憾であり、実施機関は、関係法令等に基づき、評価を適切な時期に行うよう留意されたい。

（案）

４　審議経過

（１）令和６年１１月１５日　第１６回部会（上記１（１）、（６）、（７）の事務を審議）

（２）令和６年１２月　４日　第１７回部会（上記１（２）、（３）、（４）、（５）、（６）、（８）の事務を審議）